

韓国の初等教育における統合教育の現状と課題

安 世羅 鉤 治雄

1 はじめに

韓国において、就学前のインクルーシブ（以下、統合とする）教育^{注1}に関する関心が高まりつつあり、教育現場においても統合教育の実践が拡大している。韓国における就学前の統合保育・教育の場合、保育園と幼稚園の管轄機関によって統合保育・教育に関する規定や保育士・教師の配置基準などに違いがある。つまり、子どもが通っている保育・教育機関の統合保育・教育に関する環境が違うことから、統合保育・教育が子どもたちに与える影響にも差異がある可能性がある。一方、教育現場においては、日本の文部科学省に相当する教育部が、幼稚園および初等教育から高等教育までの管轄機関となっており、幼稚園と学校の場合、同じ教育部の管轄機関として、ある程度、統一された環境の統合教育が行われているといえる。教育部による統合教育の場合、特殊学級と一般学級^{注2}に分けて統合教育を実施していることが特徴であり、学級の形態によって統合教育の運営にも違いがあり、それによってそれぞれの学級における統合教育の現状と課題に違いがある可能性がある。

また、乳幼児期から高等教育までの障がい児童の配置現状をみると、特殊学校および特殊教育支援センター^{注3} 27,288名（27.8%）、一般学校の特殊学級54,266名（55.3%）、一般学校の一般学級16,600名（16.9%）で、約72%の障がい児童が一般学校に在籍している（教育部、2021）。韓国における半分以上の障がい児童が一般学校に在籍していることからもうかがえるように、韓国の教育現場において統合教育が進んでおり、それに対する支援体制の強化が求められると考えられる。また、特殊学級が設置され

注1 「インクルーシブ教育（inclusive education）」という言葉は、Oxford English Dictionaryでは、「すべての生徒を含む教育方針で、特に障がいのある生徒が一般学校（mainstream schools）で教育を受けられるようにする教育方針」（OED、2021）という意味とされており、日本の場合、この用語が多く使われている。それに対して、韓国では、「インクルーシブ教育」ではなく、「統合教育」の用語を使っており、本研究は、韓国を対象としているため、「統合教育」、「統合保育」という用語を用いることにする。

注2 「特殊学級」とは、特殊教育対象者の統合教育を実施するため一般学校に設置された学級で、「一般学級」とは、「特殊学級」ではなく、障がいのある児童が在籍している学級を意味する。

注3 「特殊教育支援センター」とは、特殊教育対象者の早期発見、特殊教育対象者の診断・評価、情報管理、特殊教育研修、教授学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育などを担当する施設で、市道教育庁およびすべての下級教育行政機関に設置し運営しなければならない。

ている学校の比率をみると、小学校が約75%（全体6,157か所のうち4,642か所）、中学校が約60%（全体3,245か所のうち1,955か所）、高校が約46%（全体2,375か所のうち1,113か所）で（教育部、2021・教育部、2021）、教育課程別の特殊学級の設置比率の偏りが大きく、小学校の課程に特殊学級の設置が集中していることがわかる。このような点を踏まえ、学校現場で一番活発に統合教育が実施されている、初等教育における統合教育が持つ意味は大きく、障がいのある児童とない児童にとっても、統合教育を実施するのにきわめて大事な時期であると考えられる。

そこで本研究では、主に、教育部の統計資料と「障がい者などに対する特殊教育法（以下、特殊教育法とする）」に関する資料を用いて、韓国の初等教育における統合教育の現状、また就学前の統合保育・教育との相違および課題を明らかにすることを目的とする。

2 初等教育における統合教育

初等教育における統合教育を理解するためには、まず、障がい児童が通える特殊教育機関^{注4}やそれに関する基本法である「特殊教育法」について論じる必要がある。そこで次に、特殊教育法と特殊教育施行令に基づいて、障がい児童が統合教育を受けるまでの必要な過程を述べた上で、特殊教育統計による特殊教育と統合教育の現状について論じる。

（1）統合教育の定義

特殊教育法の第2条では、「統合教育」について、「統合教育とは、特殊教育対象者が一般学校で障がい類型・障がい程度による差別を受けることなく、同年代とともに個々人の教育的ニーズに適切な教育を受けること」と定義している。

（2）特殊教育対象者の選定と教育機関の配置

特殊教育法の第15条によると、「特殊教育対象者」を「教育長または教育監が、①視覚障がい、②聴覚障がい、③知的障がい、④肢体障がい、⑤情緒・行動障がい、⑥自閉性障がい（これに係る障がいを含む）、⑦意思疎通障がい、⑧学習障がい、⑨健康障がい、⑩発達遅滞、⑪その他、二つ以上の障がいがある場合など、大統領令で定める障がいのいずれかに該当する者のうち、特殊教育が必要な者と診断評価して選ばれた者」として定義している。中学校課程以下の各学校の場合、教育長が市・郡・区の特等教育運営委員会の審査を経て特殊教育対象者を選定する。

注4 特殊教育対象者に、幼稚園・小学校・中学校または高校（専攻科を含む）の課程を教育する特殊学校および特殊学級を意味する。

また、韓国の場合、「基本教育法」によって、小学校から中学校までが義務教育になっている反面、特殊教育対象者の場合、幼稚園・小学校・中学校および高校の教育までが義務教育になっており、専攻科^{注5}と満3歳未満の障がい乳児の教育は無償で受けられる。

特殊教育対象者の教育機関の配置については、特殊教育法の第17条によって、教育長または教育監は、特殊教育運営委員会の審査を経て、特殊教育対象者を、「一般学校の一般学級」、「一般学校の特殊学級」、「特殊学校」のいずれかに配置しなければならない。また、特殊教育対象者の障がいの程度・能力・保護者の意見などを総合的に判断して、居住地から最も近い場所に配置することになっている。また、特殊教育法第21条によると、特殊教育対象者が一般学校に配置された場合、一般学校の校長は、教育課程の調整、支援の人力の配置、学習補助機器の支援、教員研修などを含めた統合教育に関する計画を立て実施しなければならない。他にも、特殊教育法施行令第11条によって、教育長または教育監は、特殊教育対象者を一般学校の一般学級に配置した場合、特殊教育支援センターの特殊教育教員の学校訪問による学習支援をしなければならず、一般学級においても、障がい児童に対する充実した支援が求められている。

(3) 初等教育における特殊教育と統合教育の現状

初等教育において障がい児童が通える特殊教育機関は、特殊学校と一般学校がある。日本の特別支援学校に相当する特殊学校は、「視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体障がい、情緒障がい」の障がい領域別で学校が設置されており、全体187校のうち、知的障がいの特殊学校が132か所で、一番多く設置されている（その他に、肢体障がい：21か所、聴覚障がい：14か所、視覚障がい：13か所、情緒障がい：7か

表1. 初等教育における特殊学校および一般学校に通っている障がいのある児童の数（人）

年度	特殊学校	一般学校		計
		特殊学級	一般学級	
2011年	7,115	22,414	5,595	35,124
2012年	6,863	21,695	5,900	34,458
2013年	6,633	21,087	5,798	33,518
2014年	6,556	20,586	6,042	33,184
2015年	6,472	20,991	6,128	33,591
2016年	6,585	21,192	5,993	33,770
2017年	6,856	22,400	6,249	35,505
2018年	7,245	24,169	6,617	38,031
2019年	7,751	26,282	7,058	41,091
2020年	8,143	27,713	7,349	43,205
2021年	8,704	28,484	7,626	44,814

*2011年～2021年度特殊教育統計より作成

注5 「専攻科」とは、高校を卒業した特殊教育対象者の進路および職業教育の提供のため特殊教育機関に設置・運営されている課程を意味する。

所) (教育部、2021)。また、学校課程による特殊学校の数をみると、乳児学級29か所、幼稚園135か所、小学校172か所、中学校176か所、高校174か所、専攻科158か所が設置されている (教育部、2021)。そのうち、本研究の対象である初等教育の特殊学校の小学校の学級数は、1,793か所で、8,704名の障がい児童が在籍しており、毎年、その数は少しずつ増えている (教育部、2021)。

一方、一般学校の特殊学級の場合、部分統合として、科目によって授業の一部は一般学級で、また一部は特殊学級で受けるようになっており、障がい児童の障がいの類型や程度、および保護者の意見などを考慮してその基準が決まる。障がい児童が二つの学級に在籍しているため、充実した統合教育のためには、特殊学級の特殊教師と一般学級の一般教師の協力が何より重要であるといえる。全国の小学校6,157ヶ所のうち、約75%に達する4,642か所の小学校において、6,330ヶ所の特殊学級が設置されており、28,484名の障がい児童が在籍している (教育部、2021)。特殊学級の設置数や、在籍している障がい児童の数は毎年増えており、特に、特殊学級に通っている障がい児童の数は、特殊学校と一般学級の在籍数に比べて圧倒的に多い。それに対して、一般学級は、全日制統合学級ともいわれ、障がい児童が全ての学校生活を障がいのない児童と一緒に過ごす完全統合教育の環境になっている。一般学級の場合、全国の小学校のうち、約56%である3,506か所の小学校に7,358か所が設置され、7,626名の障がい児童が在籍している (教育部、2021)。一般学級の場合、個別化教育計画に基づいた教育や支援が体系的に受けられる特殊学級とは違って、一般教師による障がい児童のニーズに合わせた指導を受けることが難しいという課題がある (Lee et al.2021)。また、特殊学校と特殊学級に比べて、一番少ない人数の障がい児童が在籍しているが、それでも、持続的に学級の数や児童数が増加している。

次に、特殊学校と一般学校の特殊学級における特殊教師の数をみると、特殊教師 1

表 2. 初等教育における特殊学校および一般学校の特殊学級・一般学級の数 (か所)

年度	特殊学校		一般学校			
	学校数	学級数	特殊学級		一般学級	
			学校数	学級数	学校数	学級数
2011年	145	1,310	3,672	4,897	2,637	5,349
2012年	145	1,388	3,872	4,999	2,629	5,646
2013年	150	1,412	3,964	5,085	2,793	5,510
2014年	154	1,415	3,985	5,073	2,664	5,805
2015年	155	1,426	4,095	5,121	2,784	5,846
2016年	158	1,452	4,130	5,155	3,008	5,765
2017年	159	1,474	4,192	5,281	3,114	6,041
2018年	161	1,554	4,281	5,480	3,258	6,354
2019年	163	1,629	4,422	5,807	3,351	6,826
2020年	167	1,706	4,588	6,132	3,438	7,110
2021年	172	1,793	4,642	6,330	3,506	7,358

*2011年～2021年度特殊教育統計より作成

表 3. 初等教育における特殊学校と特殊学級の教員の数（人）

年度	特殊学校		一般学校の特殊学級	
	特殊教師		特殊教師	
	1 級	2 級	1 級	2 級
2011年	1,285	558	2,478	1,857
2012年	1,229	641	2,555	1,982
2013年	1,304	586	4,712	4,284
2014年	1,337	566	4,765	4,675
2015年	1,329	578	5,092	4,899
2016年	1,362	580	3,088	1,982
2017年	1,413	605	3,170	2,012
2018年	1,392	711	3,246	2,239
2019年	1,402	844	3,425	2,390
2020年	1,440	916	3,765	2,384
2021年	1,540	954	4,269	2,256

* 2011年～2021年度特殊教育統計より作成

級・2級を合わせて、特殊学校の場合、2,494名の教員が、一般学校の特殊学級の場合には、6,525名の教員が配置されている（教育部、2021）。特殊教師の配置基準に関しては、特殊教育法施行令第22条に基づいて、障がい児童4名当たり、1人の特殊教師の配置が義務になっており、障がい児童が1人以上6人以下の場合には一つの学級を設置し、6人を超えた場合には2つ以上の学級の設置基準が決まっている（教育部、2021）。ただし、前述したように、特殊学級の特殊教師の場合、一般学級の一般教師との協力が求められるため、統合教育において、教師間の連携に課題があることが考えられる。

3 乳幼児期の統合保育・教育と初等教育の統合教育の相違点

はじめにも述べたように、乳幼児期における統合保育・教育は、保育園と幼稚園によって管轄機関が異なり、それによって統合保育・教育に関する制度や環境に違いがある。一番大きな違いとしては、物理的な環境ともいえ、保健福祉部（日本の厚生労働省に相当）の管轄である保育園の場合、統合保育を実施している園を、「一般保育園」、「障がい児専門保育園」、「障がい児統合保育園」に分けることができる。「障がい児統合保育園」は、障がい児3名に対して一人の障がい児の担当保育士を配置しなければならない（保健福祉部、2021）。それに対して、幼稚園の場合、教育部の管轄として、小学校と同様に、特殊学級と一般学級に分けて障がい児を配置しており、学級によって部分統合と完全統合になっている。特殊学級の場合、障がい児4名に対して一人の特殊教師の配置が義務になっている（教育部、2021）。統合保育・教育を実施している保育園と幼稚園に通っている障がい児の数を見ると、一般保育園1,064名、障がい児専門保育園6,206名、障がい児統合保育園4,959名で、計12,229名の障が

い児が保育園で統合保育を受けている（保健福祉部 2020）。幼稚園の場合、特殊学級に在籍している障がい児が4,444名、一般学級は1,826名で、計6,270名の障がい児が幼稚園で統合教育を受けており（教育部、2021）、幼稚園より保育園に通っている障がい児が2倍程度、多いことがわかる。これを初等教育における統合教育と関連して言うと、乳幼児期における障がい児の場合、完全統合の経験を有している場合が多く、それに対して、小学校へ進学することによって、特殊学級での部分統合教育を受けるようになる傾向が多いといえる。このような統合類型の変化によって、新しい統合教育の環境に適応していく上で困難を持っている障がい児童も少なくない可能性がある。実際に、保育園で完全統合保育を経験し、一般学校の特殊学級に進学した障がい児の保護者も、環境的な変化に困難を抱えており（Ahn et al.2014）、障がい児が小学校に進学する際、新しい環境に上手く適応できるような体系的なシステムの整備が求められると考えられる。

また、乳幼児期の統合保育・教育と初等教育の統合教育における、教員の配置基準にも違いがある。統合保育が行われている統合保育園の場合、障がい児の保育のため、「特殊教師」と「障がい乳幼児のための保育士」の資格を持っている保育士の配置が求められており（保健福祉部、2021）、幼稚園と小学校の統合教育の場合、特殊教師の配置が義務になっている（教育部、2021）。しかし、ほとんどの保育園には、「障がい乳幼児のための保育士」が配置されており、特殊教師の採用に困難を持っている（Lee et al.2012）。これらの資格を修得するための課程や基準にも差があり、「障がい乳幼児のための保育士」の資格の場合、「乳幼児保育法」第21条第3項による保育士2級以上の資格証を所持した者で、特殊教育またはリハビリテーション関連教科8科目（24単位）を履修する必要がある（保健福祉部、2021）。それに対して、「特殊教師」の場合、教育大学および師範大学の特殊教育科を卒業し、「初・中等教育法」による特殊学校の正教師2級以上の資格を所持している者を意味し、教員採用試験を受けなければならない（教育部、2021）。これらの乳幼児期の統合保育と初等教育の統合教育における教員の資格にも差があり、児童の発達の差異も考慮すると、自ずと障がい児に対する支援のあり方も異なることが予想される。

4 おわりに

本研究では、韓国の初等教育における統合教育の現状と課題を明らかにするために、教育部の統計資料や法律事項等を用いて検討を行った。

まず、初等教育において、障がい児童が通える特殊教育機関は、「特殊学校」、「一般学校の特殊学級」、「一般学校の一般学級」があり、3つの施設共に、毎年増設されていることがわかった。3つの施設のうち、特殊学級に在籍している障がい児童の数が一番多いということから、障がい児童に対する専門的な支援が行われ、一般学級で

の統合教育も受けることができる、特殊学級の役割が重要になっていると考えられる。特に、特殊学級と一般学級での教師間の連携によって、統合教育の方向が決まると考えられ、今後、初等教育における特殊教師と一般教師の連携がどのように行われているのかについて検討を行いたい。

一方、障がい児童が2つの学級を移動しながら教育を受けることによって、障がい児童の自分の居場所について葛藤を感じる可能性もあり、どの学級においても、障がい児童が孤立せず、交流できるように、障がい児童に対する心理的な支援が求められる。また、障がいのない児童にとっても、学級で障がい児童と過ごす時間が異なることによって、障がい児童に対する理解や親密感の程度が異なる可能性もあり、統合形態の違いによる障がい児童と障がいのない児童の仲間関係についても明らかにする必要があると考えられる。

最後に、特殊教育対象者を特殊教育機関に配置する際、障がいの程度や能力および保護者の意見が考慮されているものの、何より、保護者の意見が大きな影響を及ぼすと考えられる。「統合保育の現状」にも述べたように、一般学級の場合、障がい児童に合わせた体系的な支援を受けることに困難があるにも関わらず、学級や在籍している障がい児童の数は毎年増えており、その背景には、一般学級の完全統合教育に対する保護者の願望や期待がある可能性がある。「乳幼児期の統合保育・教育と初等教育の統合教育の相違点」でも述べたように、乳幼児期の障がい児の多くが、保育園で完全統合を受けており、このような乳幼児期による統合保育・教育の経験は、障がい児の保護者が我が子の就学先を決める時にも大きな影響を与えると考えられる。そこで今後は、乳幼児期の統合保育と、一般学校の統合教育の双方の経験を有している保護者を対象にインタビュー調査を行い、障がい児の就学先を決める際、何を重要視しているのか、また乳幼児期と学童期での統合保育・教育についてどのような認識を持っているのかについてさらに検討を行いたい。

参考文献

Ahn Seonyoung, Cho Younkyung, “Current Difficulties and Support Needs of Parents of Children with Disabilities in Elementary School Experienced Full Inclusion at Child Care and Education Center” The Journal of Special Children Education 16 (2) , June 2014: 255-285.

韓国保健福祉部「2020年度保育統計」保健福祉部保育政策課

韓国保健福祉部「障がい児童福祉支援法施行令」

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%9E%A5%EC%95%A0%EC%95%84%EB%8F%99%EB%B3%B5%EC%A7%80%EC%A7%80%EC%9B%90%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9> (2021.12.27アクセス)

韓国教育科学技術部「2011年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=1473e008985d2b3858d1eee5118e6d73&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育科学技術部「2012年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=bdaf488bf8ad63266d35c4e95e323fca&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2013年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=bde9b2ea6f3159645d6daf343f6aed51&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2014年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=a4310556f902553921f8aaa44b6aface&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2015年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=3458dd3717f8eeee428a40d41c79fa91&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2016年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=ac87f8f9b8044d6756112bd92d425bff&rs=/upload/synap/202201/> (2021.12.1アクセス)

韓国教育部「2017年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=c4186548e013ff2c210fc10ab9574e67&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2018年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=a84053c1d1092e24aebbe3b85bffcab&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2019年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=b65cde159b3825c03736298c62eb87bf&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2020年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=b65cde159b3825c03736298c62eb87bf&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「2021年度特殊教育統計」

<https://www.moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=c81aede4027ef228b1b07c1407024f33&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.4アクセス)

韓国教育部「2021年度教育基本統計」

<https://moe.go.kr/sn3hcv/doc.html?fn=e5f5a4997de45657b333c07af739cbb1&rs=/upload/synap/202201/> (2022.1.2アクセス)

韓国教育部「障がい者等に対する特殊教育法」

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%9E%A5%EC%95%A0%EC%9D%B8%EB%93%B1%EC%97%90%EB%8C%80%ED%95%9C%ED%8A%B9%EC%88%98%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95> (2021.12.27アクセス)

韓国教育部「障がい者等に対する特殊教育法施行令」

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%9E%A5%EC%95%A0%EC%9D%B8%EB%93%B1%EC%97%90%EB%8C%80%ED%95%9C%ED%8A%B9%EC%88%98%EA%B5%90%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9> (2021.12.27アクセス)

Lee Jeongrim, Kim Eunyoung, Eom Jiwon, Kang Kyungsook, “障がい乳幼児の統合保育・教育の現状と先進科の方案” 育児政策研究所. October 2012: 1-161.

Lee Kyungwon, Lee Miji, Chae Changhee, “A Study of Educational Core Elements of Transition Support from Special Class to Full Inclusion in Middle School” . The Korea Journal of Learning Disabilities 18 (1) , April 2021: 179-202.

Oxford English Dictionary 「inclusive」

<https://www.oed.com/view/Entry/93581?redirectedFrom=inclusive+education#eid1189863090> (2022.1.5アクセス)

A Study of Inclusive Elementary Education in South Korea:

Current Situation and Issues

Sera AN Haruo MAGARI

The purpose of this study was to clarify the current status and issues of inclusive education in elementary education in Korea. In elementary education, there are three types of special education institutions for children with disabilities: special schools, special classes in general schools, and general classes in general schools. Also, all three institutions keep expanding every year. Among these three facilities, the number of children with disabilities enrolled in special classes is the largest, suggesting that the role of special classes is becoming more important. However, since special classes are required to cooperate with general class teachers, there may be issues in cooperation among teachers in inclusive education. In addition, it can be considered that the opinions of parents have a significant impact on the placement of special education subjects in special education institutions. In particular, the experience of inclusive childcare and education in infancy is likely to have a significant impact on the decision of parents of children with disabilities to choose an elementary school for their own children. Therefore, in the future, we would like to conduct an interview survey of parents who have experience with inclusive childcare in infancy and inclusive education in general schools to further examine their experiences with inclusive childcare and education before and after entering elementary school.